

## 【貨物】行政処分状況（令和4年8月分）

### トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和4年8月31日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社ヒロ建設 代表者與那嶺修 (法人番号9360002016801) 沖縄県中頭郡中城村字屋宜271番地
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	(有)ヒロ建設営業所 沖縄県中頭郡中城村字屋宜271番地
(4) 行政処分又は命令の内容	文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和4年8月9日、適正化実施機関が行った巡回指導の評価結果を勘案し監査実施。3件の違反が認められた。 (1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項) (2)運転者台帳の未作成(安全規則第9条の5項第1項) (3)初任運転者に対する指導義務違反(安全規則第10条第2項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 0点 (当該営業所) 0点